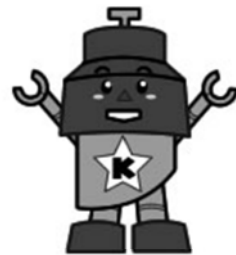


第11回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

平成25年8月27日(火)に第11回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。第11回では、まちづくりルールの内容検討として、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置と工作物設置の制限について意見交換を行いました。

次回、第12回まちづくり協議会は平成25年10月1日(火)に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、裏面の問合せ先までご連絡ください。



川口市マスコット
「きゅぼらん」

第11回 芝富士地区まちづくり協議会

- 日時 平成25年8月27日(火)18時30分~20時10分
- 場所 芝富士公民館 / ●出席者 8名
- 次第
 1. 開会
 2. 敷地面積の最低限度(第1案)の検討
 3. 建築物等の高さの最高限度(第1案)の検討
 4. 壁面の位置と工作物設置の制限(第1案)の検討
 5. 閉会

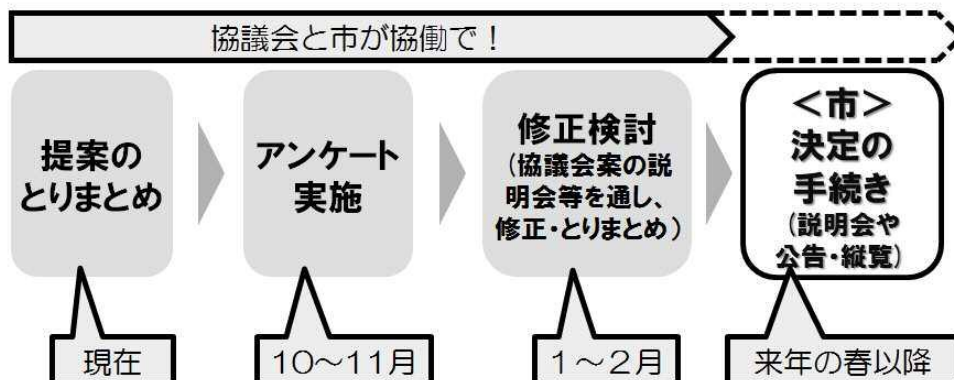


▲当日の意見交換の様子

今後の予定

協議会では、10~11月頃にまちづくりルール(地区計画)の「協議会(素案)」について当地区の皆さまにアンケートを実施し、来年春頃に、「協議会(案)」を市へ提出する予定です。

また、その後は、市が地区計画決定に向けた手続きを行うこととなります。



第11回協議会で出された地区計画に関する意見の要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

敷地面積の最低限度(第1案)について

会員:100㎡という制限は妥当だと思う。敷地面積が大きければ大きい程、防災性は向上すると思うが、そうしてしまうと金額が高くなってしまいうので土地の活用ができなくなる危険性がある。

会員:空地・空き家が増えている原因に、狭い敷地で密集していることを嫌がる場合や、2世帯で住むには敷地が狭すぎる場合があると思う。100㎡に制限しておけばそれらの対策になるのではないか。

建築物等の高さの最高限度(第1案)について

会員:16mの高さということは5階まで建つことになる。個人的には高いと思う。現在の当地区の状況を見ても、アパートなどは4階(13m程度)までなので、4階の高さで制限してよいのではないか。

会員:何階建ての建物が良いかという話よりも、当地区をどのようなまちにしたいかが肝心だろう。

会員:住みよいまちにするならば、3階までの高さ(10m程度)に制限するのも有り得るのではないか。

会員:現在22m(7階程度)までの高さが建つところを16mの高さまで規制している時点で十分だと思う。4階建てまで制限するのは魅力的だが、5階建てが妥当ではないか。

壁面の位置と工作物設置の制限(第1案)について

会員:隣地の工作物は制限したほうが防災上良いと思う。いざという時に避難通路になるだろう。そもそも、隣地に塀を設けたがる理由が理解できない。

会員:隣地境界から壁面を50cm離すことについては賛成である。工作物設置の制限は不要だと思う。

問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322